

意見書（案）第37号

生活保護費の引上げとケースワーカー増員を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者 三鷹市議会議員 伊 沢 けい子
賛成者 " 大 城 美 幸

生活保護費の引上げとケースワーカー増員を求める意見書

国は、2013年から15年、生活保護費のうち、衣食や光熱費など、日常生活に必要な費用に当たる「生活扶助」の基準額を3回に分けて引き下げた。減額総額は670億円、減額幅は最大10%でいずれも戦後最大となった。このことによって生活保護を受給しても生活費が不足し、80歳を超えても生活のために就労せざるを得ない高齢者もいる。働きたい高齢者の就労・収入を保障するとともに、生活のために身体を壊してまで働かざるを得ないような状況は避けなければならない。また、働く意欲があっても、なかなか仕事にありつくことができない状況も現在深刻化していることも考慮すべきである。

実際、市内の高齢者に聞いたところによると、生活扶助費から家賃や必要経費を除くと1か月当たり4万円ほどしか手元に残らず、生活していくには不足であるとの陳情を受けた。生活保護費を引き下げるのではなく、引上げを行って、生活保障を行うべきである。

また、現在、生活保護を受ける人の自立を支援するケースワーカーの人数が不足していて、生活支援を十分に行うことができない実態がある。国基準は1人のケースワーカーに対し80人までと決められているのにもかかわらず、本市では、1人のケースワーカーが100人を超える方々を担当しているのが現状である。さらに、昨年から1年半にわたって、コロナによるケースワーカーの訪問自粛が行われ、実際にケースワーカーが訪問して面接しなかったことによって現状把握が遅れ、問題が深刻化しているケースもある。少なくとも、国基準が示す1人当たりのケースワーカーに対し担当は80人までとするケースワーカーの配置ができるよう、国は責任を持って財政的な補助を行うべきである。

憲法第25条には、次のように明記されている。「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。

よって、本市議会は、政府に対し、下記のことを強く求めるものである。

記

- 1 政府は、引き下げた生活保護費を元に戻し、必要な生活費を保障すること。
- 2 政府は、ケースワーカー担当1人当たり80人までの国基準を守ることができるよう、ケースワーカーを増やすための財政支援を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち